

南知多町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月31日

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町規則第 7 号

### 南知多町契約規則の一部を改正する規則

南知多町契約規則（昭和39年南知多町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「たえず」を「絶えず」に改め、同項第4号中「は握」を「把握」に改める。

第8条第4号中「日時」の次に「（電子入札にあっては入札期間及び開札の日時）」を加える。

第11条第2号中「過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、」を「第5条第3項に規定する名簿に登載された者で、」に改める。

第12条第4号中「意志表示」を「意思表示」に改め、同条第5号中「入札」の次に「（電子入札を除く）」を加える。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、町長が別に定める契約については、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、電子入札に付する場合にあっては、予定価格を記載した書面を封入し、開札の際これを開札場所に置くことに代えて、開札の日時までに予定価格をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルで正当な権限を有しない者によって作動されることを防止するための装置が講じられているものに記録しなければならない。

第15条第1項中「5分の4から3分の2」を「10分の9.2から10分の7.5」に改める。

第18条中「口頭又は書面をもって」を削る。

第24条の2に次のただし書を加える。

ただし、法令によって価格の定められているもの、その他町長が必要ないと認めるものについては、この限りでない。

第25条に次のただし書を加える。

ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第27条第1項第7号を次のように改める。

(7) 契約不適合責任

第31条第3号中「過去2か年の間に国（公団、公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。